



平成 21 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 STEILAR C. K. M 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 橋 本 勝 司
(コード 2673)
問 合 せ 先 取 締 役 加 藤 和 弘
(TEL 03-5369-7831)

訴訟の終結に関するお知らせ

1. 訴訟の終結について

平成 19 年 5 月 7 日付の「訴訟の提起に関するお知らせ」でご連絡いたしましたとおり、当社は、商品名「英国王室御用達 DAKS 社 リバーシブルベルト」を販売いたしました。三共生興株式会社他 1 社より当該商品が同社らの有する商標権を侵害しているとして金 273,243,500 円の支払を求める損害賠償請求等訴訟の提訴を受けました。

平成 20 年 3 月 11 日に大阪地方裁判所にて損害賠償金 2,909,872 円の支払及び謝罪広告掲載の判決がなされ、当社はこの判決に対して控訴いたしましたが、平成 20 年 12 月 24 日に大阪高等裁判所にて控訴棄却の判決がなされたため、最高裁判所に上告いたしました。しかし、当社業績の現状を鑑み社業に集中することとし、平成 21 年 3 月 24 日上告を取り下げました。

これにより大阪地方裁判所の判決が確定いたしました。

2. 今後の見通し

平成 21 年 6 月 23 日付の「特別損失並びに平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計会計期間および通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」にてご連絡いたしましたとおり、上記の判決に基づく謝罪広告実施の費用として、訴訟関連損失 36 百万円を平成 22 年 3 月期第 1 四半期連結会計期間におきまして計上いたします。

なお、損害賠償金につきましては、前連結会計年度において費用計上済みであります。

以上